

# 厚木市バス利用環境改善事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、バスの利用環境を改善し、バス利用者の利便性の向上に資するため、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を営業する者をいう。）等に対して、厚木市バス利用環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) バス停留所上屋設置事業 厚木市内の駅前広場のバス乗降場又はバス停留所（以下「バス停等」という。）に上屋の設置（増改築を含む。）をするもので、次に掲げる要件を満たす事業
  - ア 構造、規模、面積、設置場所等について市長が適当と認めるもの
  - イ 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合するもの
- (2) バス停留所ベンチ設置事業 厚木市内のバス停等にベンチの設置（増改築を含む。）をするもので、次に掲げる要件を満たす事業
  - ア 構造、規模、面積、設置場所等について市長が適当と認めるもの
  - イ 道路法等の関係法令に適合するもの
- (3) ノンステップバス導入事業 国が定める標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号）に基づく認定を受けたノンステップバスの購入（買換えを除く。）をするもので、次に掲げる要件を満たす事業
  - ア 厚木市内を運行する路線に導入される車両であるもの
  - イ 高齢者、障害者等の利用実態等を踏まえ市長が適当と認めるもの
  - ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第2条第1項第23号への公共交通特定事業に位置付けられた事業であるもの

- (4) バス運行情報案内表示機導入事業 厚木市内を運行する路線バスの運行状況等を提供する情報システムの導入に関する事業で、バスロケーションシステム車載器、駅等における乗り場等の案内システム及びバス停等における接近表示システムを導入する事業

## (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、路線バス事業者又はこの者に車両を貸与する者とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) バス停留所上屋設置事業 設計費、附帯工事費等を含めた補助対象事業の実施に要する経費（用地費を除く。）
- (2) バス停留所ベンチ設置事業 設計費、附帯工事費等を含めた補助対象事業の実施に要する経費（用地費を除く。）
- (3) ノンステップバス導入事業 車両本体価格及び路線バス事業に必要な附属機器に係る経費（税、手数料等を除く。）
- (4) バス運行情報案内表示機導入事業 バス運行情報システム及びそれを活用した路線

の案内表示機、接近表示機等に係る経費（税、手数料等を除く。）

（補助金の額）

第5条 補助金（ノンステップバス導入事業に係るものと除く。）の額は、補助対象経費に別表第1に掲げる補助率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表に掲げる上限額と比較して、いずれか低い額）以内とする。

2 ノンステップバス導入事業に係る補助金の額は、補助対象経費と別表第2に掲げる路線バスの通常車両価格との差額に2分の1を乗じて得た額と上限額を比較して、いずれか低い額以内とする。

3 前項の規定により算出した車両1台当たりの補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請書の添付書類）

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類は、同条各号に掲げるもののほか、次の各号の事業区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

（1）バス停留所上屋設置事業 次に掲げる書類

ア 上屋設置計画書

イ 建築確認通知書及び道路占用許可書の写し（借地の場合にあっては、賃貸借契約書等その事実を証するものの写し）

（2）バス停留所ベンチ設置事業 次に掲げる書類

ア ベンチ設置計画書

イ 道路占用許可書の写し（借地の場合にあっては、賃貸借契約書等その事実を証するものの写し）

（3）ノンステップバス導入事業

ア 車両見積書の写し及び標準仕様ノンステップバス認定書の写し

イ 車両を貸与する者にあっては、その貸与計画を示す書類

（4）バス運行情報案内表示機導入事業 見積書の写し

（補助対象事業の着手届及び完了届）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に着手したときにあっては事業着手届を、完了したときにあっては事業完了届に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）事業の完了が認められる写真

（2）その他事業完了を確認する上で市長が必要と認めた書類

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し、事業の完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書、収支決算書及び事業の完了が認められる写真

（2）領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し

（3）その他事業実績を確認する上で市長が必要と認めた書類

（4）完成検査済証の写し（バス停留所上屋設置事業に限る。）

（5）補助金事後評価書

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助事業の区分	補助率	上限額
バス停留所上屋設置事業	1／2	900,000 円
バス停留所ベンチ設置事業	1／2	100,000 円
バス運行情報案内表示機導入事業	1／3	4,000,000 円

別表第 2 (第 5 条関係)

補助事業の区分	路線バスの通常車両価格		上限額
ノンステップバス導入事業	車両の長さ 7 m未満	13,400,000 円	1,400,000 円
	車両の長さ 7 m以上 9 m未満	15,800,000 円	
	車両の長さ 9 m以上	18,800,000 円	

補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 厚木市長

住 所  
団体名  
代表者名

次のとおり申請します。

1 事 業 の 名 称		
2 施 行 場 所		
3 申 請 金 額 等	申 請 金 額	円
	同 上 算 出 基 礎	円
4 計 画 概 要		
5 事 業 効 果		
6 着 手 予 定 年 月 日	年　月　日	
7 完 了 予 定 年 月 日	年　月　日	
8 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 補助金評価調書	

## 補助金交付決定通知書

年　月　日

様

厚木市長

印

年　月　日付けて申請のあった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事 業 の 名 称	
2 補 助 金 交 付 決 定 金 額	円
	(1) この補助金は、 のために交付する ものであり、目的外への使用は一切しないこと。 (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (3) 不正な方法等により補助金の交付を受けたことが判明した 場合や暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付の 決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を 命ずることができるものであること。 (4) 補助事業が完了したときは、 年 月 日（又は事業完了後 日後）までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出する こと。(補助金の交付を受けるときは、この文書を会計課窓口に 提示してください。)
3 補 助 条 件	

事 業 着 手 届

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所  
団体名  
代表者名

次のとおり届け出ます。

1 事業（事務） の名称	
2 施行場所	
3 着手年月日	年       月       日
4 完了予定年月日	年       月       日

事 業 完 了 届

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所  
団体名  
代表者名

次のとおり届け出ます。

1 事業（事務） の名称			
2 施行場所			
3 着手年月日	年	月	日
4 完了年月日	年	月	日

事業計画変更承認申請書

年　月　日

(宛先) 厚木市長

住所  
団体名  
代表者名

次のとおり申請します。

事 業 の 名 称		
施 行 場 所		
変 更 申 請 金 額 等	変 更 申 請 金 額	円
	同 上 算 出 基 礎	円
変 更 の 理 由 内 容		
変 更 日	年　月　日	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 変更事業計画書 <input type="checkbox"/> 変更収支予算書 <input type="checkbox"/>	

事業計画変更承認通知書

年　月　日

様

厚木市長

印

次のとおり承認します。

1 事業の名称	
2 変更補助金額	円
3 条件	
4 指示事項	

事業実績報告書

年　月　日

(宛先) 厚木市長

住所  
団体名  
代表者名

次のとおり報告します。

1 事業の名称	
2 施行場所	
3 事業費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年　月　日
6 実績の概要 (内容、効果等)	
7 次年度以降の事業 の取組への考え方	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 補助金事後評価書 <input type="checkbox"/>

## 補助金評価調書

様式4

補助金名：○○ ○○

団体名：○○ ○○

区分	評価項目	担当課評価				審査課評価			
		H(R)○○	H(R)○○	R○○	R○○	H(R)○○	H(R)○○	R○○	R○○
		基本評価	前年度 実績評価	前年度 実績評価	前年度 実績評価	基本評価	前年度 実績評価	前年度 実績評価	前年度 実績評価
選択基準 (公益性)	市民の福祉の向上又は利益の増進につながる。								
	市の施策と整合している。								
	市民との役割分担において、市が補助すべきである。								
	一般市民に共感が得られる。								
	広く不特定多数の市民を対象にしている。								
選択基準 (効果性)	補助目的に沿った効果が期待できる。								
	時宜に適ったものであり、補助することが適當である。								
	事業内容が明確で活動計画が具体的である。								
	市民生活等他へ波及する効果がある。								
	費用対効果の面から補助金による援助が効果的である。								
実施基準 (適格性)	補助金に頼らず、自立しようとしている団体である。			-		-		-	
	会計処理及びその使途が明確かつ適切な団体である。			-		-		-	
	団体の経費の大半は、事業費である。			-		-		-	
	情報公開に対し積極的な団体である。			-		-		-	
実施基準 (適法性)	事業活動とその目的が合致している団体である。			-		-		-	
	事業を行う手法が適切な団体である。			-		-		-	
	団体の規約類は、整っており、規約どおり運営されている。			-		-		-	
	法令の遵守が徹底している団体である。			-		-		-	

※交付基準第7の1及び2における一定の評価を得た場合とは、それぞれの基準において、  
○の数が半数以上あることをいう。

凡例	
○	適正と評価できる。
△	どちらとも言えない。
×	評価できない。

## ○ ○ ○ 補 助 金 事 後 評 價 書

団 体 名	
事 業 名	
内 容	評 價
1 事業は申請どおり実施できた。	① できた ② 概ねできた ③ あまりできなかった ④ ほとんどできなかった
2 1の回答で、③又は④と答えた場合のみ記入	主な理由
3 事業の実施によって、期待した効果をあげることができた。	① 期待した効果があった ② 概ねあった ③ あまりなかった ④ ほとんどなかった
4 3の回答で、③又は④と答えた場合のみ記入	主な理由
5 実施計画書と実績報告書の活動費の内訳について	① ほとんど同じ ② 少少の変更があった ③ 大幅に変更している
6 5の回答で、②、③と答えた場合のみ記入	主な理由
7 その他、評価すべき点等	
補助金制度についての意見・要望等	

※ 評価の欄は、該当する箇所に○又は記入をしてください。